令和　　年　　月　　日

保護者　様

黒部市立荻生小学校長

学校感染症による出席停止についてのお知らせ

このたびのお子さまの病気は、学校保健安全法の基準により、本人の休養と他への伝染、流行を防ぐため出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。お子さまが感染症と医師により診断された場合は、医師の登校許可が出るまでは出席停止となります。

以下の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり療養させてください。なお、登校するときは、下記の《登校許可証明書》を学校に提出してください。

（参考）主な学校感染症による出席停止期間の基準

期間は目安です。個人差もありますので、必ず医師の指示に従ってください。

病　名	出席停止期間（基準）
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻しん	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化(かさぶた)するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症(溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎　等)は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。

……

《 登 校 許 可 証 明 書 》

学校名	黒部市立荻生小学校

年	組	氏名	

主治医　様　　お手数をおかけしますが、下記についてご記入くださいますようお願い申し上げます。

上記児童生徒の病気は、感染のおそれがないものと認めます。なお、出席停止後の**「登校してもよい日」**は下記のとおりとします。

① **病　名**	
② **登校してもよい日**	月　　日（　　）より、登校　可

令和　　年　　月　　日

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿